

佐賀県小児保健協会会則

第1章 総則

第1条 本会は、佐賀県小児保健協会という。

第2条 本会は事務局を佐賀大学医学部小児科内におく。

第2章 目的

第3条 本会は小児保健活動(研究, 知識の普及)を行うことで県下の小児の健康を増進し、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために日本小児保健協会と連絡を保ち、次の事業を行う。

- 1) 小児保健の指導および知識の普及。
- 2) 小児保健事業の推進。
- 3) 小児保健に関する学術講演会および研究会の開催。
- 4) その他本会の目的達成に必要な事業。

第3章 会員及び会費

第5条 本会の会員は次の二種とする。

- 1) 正会員 本会の目的に賛同し入会した個人及び団体。
- 2) 賛助会員 本会の事業に賛同し、援助する個人及び団体。

第6条 本会に入会しようとするものは、入会申込用紙に必要事項を記入し、会費を添えて事務局に申し込むものとする。

- 1) 正会員 年間 3,000円
- 2) 団体会員 年間 20,000円
- 3) 賛助会員 年間 20,000円以上

第7条 会員は退会しようとするときは会長に届けねばならない。

第8条 会員が死亡または3年以上会費を滞納したときは退会したものとする。

第9条 すでに納入した会費等は返還しない。

第4章 役員

第10条 本会に次の役員をおく。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 理事 若干名
- 4) 監事 2名
- 5) 顧問 若干名

第11条 1) 会長, 副会長は理事の互選による。

2) 理事及び監事は正会員のなかから選任する。

- 第12条 1)会長は本会を代表し会務を統括する。
2)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその業務を代行する。
3)理事は理事会を構成し、本会の業務を決定する。
4)監事は本会の業務及び会計を監査する。
- 第13条 1)役員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2)補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
3)役員は任期終了後でも後任者が就任するまでその職務を行うこととする。
- 第14条 本会に会長の推薦により顧問若干名をおくことが出来る。顧問は、理事会に参加し意見を述べる事ができるが議決権は持たない。

第5章 会議

- 第15条 総会は、会長の召集により年1回開催する。但し必要ある時は 臨時に総会を開くことが出来る。
- 第16条 理事会は必要に応じ、また理事の半数以上の要請があったとき会長が召集する。
理事会は理事の半数以上の出席で成立する。
ただし委任状をもって出席に代えることが出来る
- 第17条 会議は会長が議長となる。
- 第18条 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。
- 第19条 理事会は次に掲げる事項を協議し決定する。
1)総会が議決した事項の執行に関する事。
2)総会に付託すべき事項
3)事業計画及び予算、事業報告ならびに決算
4)会則の変更及び役員の選出
5)その他会長が必要と認める事項。

第6章 会計

- 第20条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。
- 第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は平成22年10月4日から施行する
この会則は令和3年3月11日に改定された。